

平成 30 年 4 月 24 日

特定適格消費者団体の認定について
— 3 団体目の特定適格消費者団体を認定しました —

平成 30 年 4 月 24 日、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の規定に基づき、「特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会」を特定適格消費者団体として新たに認定しました。今後、この特定適格消費者団体は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の規定による被害回復裁判手続を迫行することが可能となります。

<新たに認定した団体の概要>

団体名 特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

代表者 池本 誠司、長田 淳

住 所 さいたま市浦和区岸町七丁目 11 番 5 号

被害回復関係業務を行う事務所の所在地 さいたま市浦和区岸町七丁目 11 番 5 号

申請日 平成 30 年 1 月 31 日

目 的 この法人は、地域社会の消費者問題に関して、消費者・消費者団体ならびに消費者問題専門家・関係機関との連携を図りつつ、消費者被害の情報収集、違法な事業活動の差止、消費者被害の防止・救済、消費者の活動支援等不特定かつ多数の消費者の権利の擁護を図るための活動を行い、もって消費者の権利の確立に寄与することを目的とする。(定款第 3 条)

活動実績 結婚相談所の免責条項及び中途解約時の損害賠償額を予定する条項、通信販売事業者の有利誤認表示並びに不動産賃貸事業者の契約終了時の残置動産の任意処分を許容する不当条項等の使用に対する差止請求 等

特定認定をした日 平成 30 年 4 月 24 日
(特定認定の有効期間は、平成 33 年 3 月 4 日まで)

以上

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者制度課
TEL : 03(3507)8800 (代表)